

海外メディアとの関係構築及び情報発信業務委託仕様書

1 委託事業名

海外メディアとの関係構築及び情報発信業務委託

2 事業目的

世界的にインバウンド需要が増加するなか、本市では、西のゴールデンルート（※1）の参画自治体等と連携し、欧米豪旅行者及び高付加価値旅行者をターゲットとして、海外向けプロモーションを通じた広域観光の促進に取り組んでいる。

本業務は、欧米豪旅行者及び高付加価値旅行者に影響力を有する海外メディアとの継続的な関係構築を図るとともに、福岡市並びに西のゴールデンルートに関する情報発信とメディア露出の獲得により、将来的な福岡市へのインバウンド誘客につなげることを目的とする。

※1：西のゴールデンルート参画自治体（参考：<https://west-goldenroute.jp/>）

神戸市、姫路市、鳥取県、岡山県、岡山市、広島県、下関市、高松市、松山市、北九州市、福岡市、柳川市、武雄市、長崎市、壱岐市、別府市、由布市、熊本市、宮崎市、鹿児島市（今後参画自治体の変動する場合がある）

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容**（1）企画・設計**

本業務の目的を踏まえ、業務全体の企画・設計を行うこと。

提案に当たっては、基本方針、対象市場、メディア選定の考え方、実施スケジュール、実施体制及び成果指標（KPI）を示すこと。

なお、成果指標（KPI）については、①メディアとの関係構築、②情報発信機会の創出、③メディア露出拡大の各観点を含むものとし、その設定理由、測定方法及び目標値について具体的に提案すること。

（2）海外有カメディアとの関係構築及び露出獲得に向けた情報発信機会の創出**①基本事項**

海外有カメディアとの接点創出及び継続的な関係構築を図るとともに、福岡市並びに西のゴールデンルートに関する情報発信機会を創出し、効果的なメディア露出の獲得に取り組むこと。

なお、実施にあたっては、市場及び各メディアの関心や需要を踏まえ、福岡市の都市観光、食文化、自然、歴史文化、芸術等のコンテンツの魅力に加え、福岡市を起点とした西のゴールデンルート周遊の魅力についても効果的に訴求すること。

②実施手法

実施手法は提案によることとし、現地レップの活用、招請ツアー（ファムトリップ）、

メディア向けイベント（セミナーや意見交換会等）、個別面談、商談会、ニュースレター・プレスリリース等での情報提供等、複数の手法の組み合わせにより、効果的なコミュニケーション・情報発信機会創出に取り組むこと。

③留意事項

短期的な露出獲得にとどまらず、取材支援、追加情報提供、素材提供等のフォローアップを継続的に行い、将来的な取材機会の創出にもつながる関係性の構築を目指すこと。

※提案にあたっては、以下について示すこと。

- ・対象市場
- ・対象メディア及び選定理由
- ・関係構築及び情報発信の手法

※メディア招請（ファムトリップ）を実施する場合は、招請予定メディア（ジャーナリスト・ライターの情報を含む）、実施回数、実施内容（スケジュール、ファム行程等）の想定について示すこと。なお、福岡市を拠点とした西のゴールデンルート周遊の魅力発信の観点から、参画自治体の一部を訪問先に含める提案も可とする。

- ・想定する成果

（３）効果検証及び報告書作成

業務終了後、実施内容及び成果を取りまとめた事業報告書を作成すること。

報告書には、以下の内容を含めること

- ・実施した関係構築活動の内容
- ・接触したメディアリスト（メディア及び担当者の一覧、関係構築状況及び今後のアプローチ方針等）
- ・実施した情報発信施策の内容
- ・掲載媒体・記事等の実績
- ・推計リーチ数等の成果
- ・事業分析及び今後の情報発信・関係構築に向けた提案

５ 著作権等の取扱い

- （１）本業務を通じて乙が制作した成果物（ニュースレター・クリエイティブ・写真・記事等を指し、招請及びセールスを通じてメディアが独自制作したコンテンツを除く。）については、本市の観光プロモーションにおいて使用できるものとする。
- （２）成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- （３）成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

６ 受託者の責務

（１）関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知り得た機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

【メール送信時の宛先設定について】

複数の受信者に対して一斉送信を行う場合は、必ず「BCC（ブラインドカーボンコピー）」欄を使用し、受信者間でメールアドレスが表示されないようにすること。

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

7 再委託について

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
ただし、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

8 その他

- (1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。